

規則 22(a)に基づいた複数の意匠
の出願である場合、本出願におけ
る意匠の数を明記してください。

受理日：

本様式に添付される
別紙の枚数：

シンガポール
意匠法
(第 266 章)
意匠規則

様式 D 3

意匠の登録出願

本様式の記入にかかる時間は約 10 ~ 15 分間です。

全般的な説明

- a. 処理の便宜上、本様式はできればタイプ入力してください。
- b. 本様式の提出時には所定の手数料が必要となります。
- c. 納付された手数料は、本出願が登録に至らなかった場合も含め、返金されませんのでご注意ください。
- d. 本様式に設けられている記入欄では足りない場合は、別紙を使用してください。
- e. 送達宛先はシンガポール国内でなければならないことにご注意ください。意匠規則の規則 7(1)を参照してください。
- f. 本様式の記入後、署名と日付の記入を忘れないようにしてください。

第 1 部 出願人参照番号

第 2 部 意匠番号
(記入しないでください)

第 3 部 類および副類

第 4 部 出願されるのが組物である場合、組物内の物品の数

第 5 部 意匠が適用される特定の物品もしくは組物の名前

第 6 部	<p>意匠に関する出願人の権利の説明</p> <p><input type="checkbox"/> 出願人が創作者である</p> <p><input type="checkbox"/> その他（具体的に示してください）</p> <p>_____</p>
第 7 部	<p>出願人の詳細 名前</p> <p><input type="text"/></p> <p>住所</p> <p><input type="text"/></p> <p>電話 ファックス</p> <p><input type="text"/> <input type="text"/></p> <p>会社の種類（組織の種別）/ 個人</p> <p><input type="text"/></p> <p>設立国 / 市民権</p> <p><input type="text"/></p> <p>設立州 該当する場合)</p> <p><input type="text"/></p>
第 8 部	<p>意匠の表示と新規性の陳述 <i>複製に適した意匠の表示を新規性の陳述と共に付属書類 A に記載してください。</i></p>
第 9 部	<p>意匠法（Cap. 266）の第 12 条もしくは第 13 条に基づいて優先権が主張される先の出願があれば、その国と出願日</p> <p>国:</p> <p><input type="text"/></p> <p>主張される優先日：</p> <p><input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/></p> <p>年 月 日</p>

第 10 部	<p>上記の第 9 部が適用し、なおかつ先の出願が第 7 部に記載された名前で行われたのでない場合は、優先権を出願する権利を出願人に与えた法律文書（たとえば譲渡証書など）の詳細を記入してください。該当する名前および日付を明記のこと。</p> <div data-bbox="422 271 1422 427" style="border: 1px solid black; height: 70px;"></div>
第 11 部	<p>意匠法第 10 条に基づいて関連づけられる先の意匠出願 / 登録の出願 / 登録番号を記入してください。先の出願が第 7 部に記載された名前で行われたのでない場合は、関連づけを出願する権利を出願人に与えた法律文書（たとえば譲渡証書など）の詳細を記入してください。</p> <div data-bbox="422 577 1422 707" style="border: 1px solid black; height: 58px;"></div>
第 12 部	<p>意匠が先に開示されており、なおかつ出願人が</p> <p>(1) 意匠法第 8 条(1)の適用を主張する場合</p> <p>(a) 出願人が依拠する意匠法第 8 条(1)の規定： (該当する欄に印を付けてください)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <div data-bbox="477 882 593 981" style="border: 1px solid black; width: 73px; height: 44px; margin: 0 auto;"></div> <p data-bbox="422 985 564 1016">第 8 条(1)(a)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <div data-bbox="711 882 828 981" style="border: 1px solid black; width: 73px; height: 44px; margin: 0 auto;"></div> <p data-bbox="676 985 818 1016">第 8 条(1)(b)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <div data-bbox="968 882 1085 981" style="border: 1px solid black; width: 73px; height: 44px; margin: 0 auto;"></div> <p data-bbox="933 985 1075 1016">第 8 条(1)(c)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <div data-bbox="1201 882 1318 981" style="border: 1px solid black; width: 73px; height: 44px; margin: 0 auto;"></div> <p data-bbox="1171 985 1313 1016">第 8 条(1)(d)</p> </div> </div> <p>(b) 開示の状況および関連する日付：</p> <div data-bbox="406 1064 1406 1196" style="border: 1px solid black; height: 59px;"></div> <p>(2) 意匠法第 8 条(2)（公式の国際博覧会での開示）の適用を主張する場合</p> <p>(a) 博覧会の名称と開催地：</p> <div data-bbox="406 1283 1374 1379" style="border: 1px solid black; height: 43px;"></div> <p>(b) 博覧会の開幕日：</p> <div data-bbox="406 1431 1390 1527" style="border: 1px solid black; height: 43px;"></div> <p>(c) 最初の開示日：（博覧会の開幕日と異なる場合）</p> <div data-bbox="406 1592 1390 1688" style="border: 1px solid black; height: 43px;"></div>

第 13 部

代理人の名前
(該当する場合)

送達宛先

電話

ファックス

第 14 部

宣言

私 / 私達は表示に示した意匠の登録を出願します。私 / 私達は出願人が上記指定の物品もしくは組物に関する意匠の所有者であることを宣言します。

署名 _____

____年 ____月 ____日

名前 _____

(活字体)

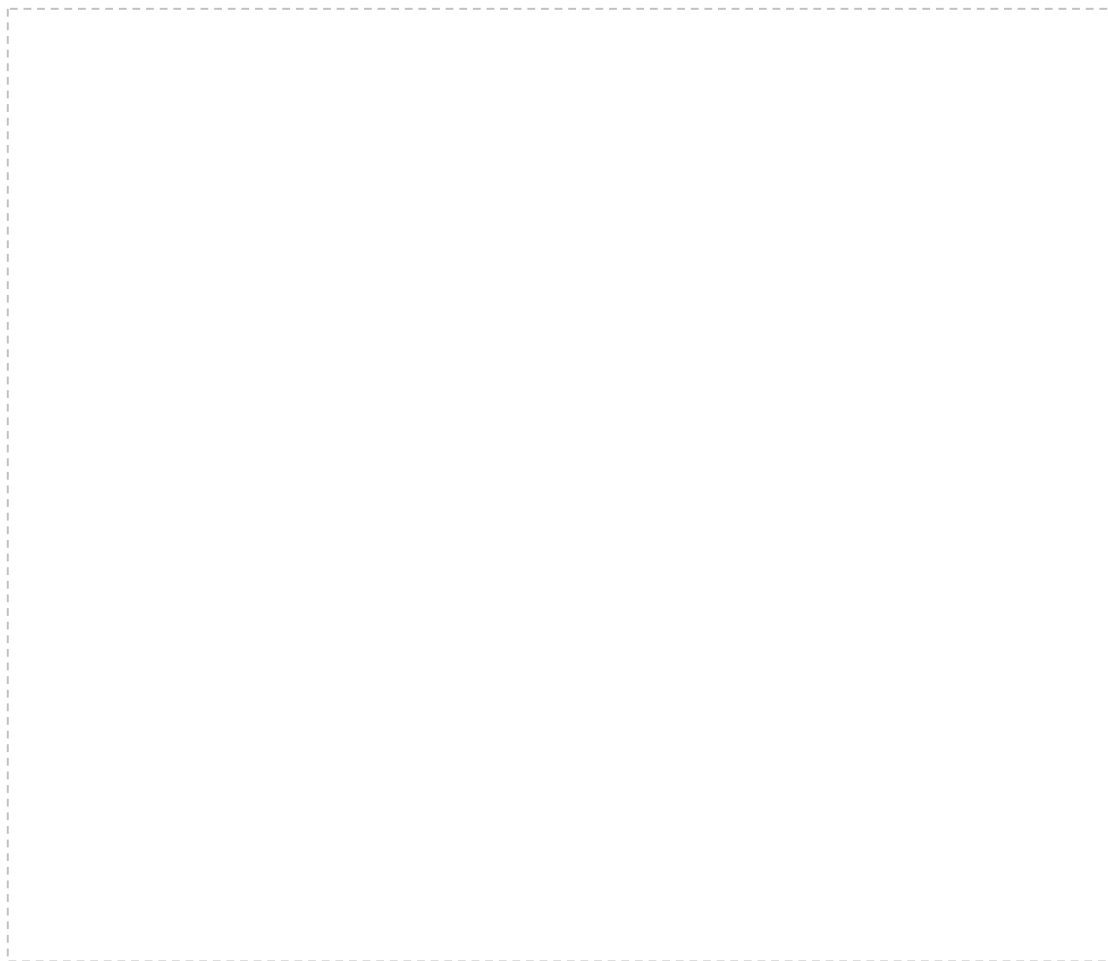
署名者の公式な資格

付属書類 A

意匠の表示

注釈

- a. 意匠の表示は、必ず 3cm × 3cm 以上なおかつ 13cm × 15cm 以下で下欄に挿入してください。別紙を添付する場合も、表示は上記の寸法でなければならず、また、複製に適したものでなければなりません。
- b. 組物に関する意匠の場合は、組物内の各物品に適用される意匠を付属書類 A に示してください。
- c. 受理される表示は 10 までです。10 を超える表示が提出された場合、登録局は超過分の表示を無視します。
- d. 規則 22(a)に基づく複数意匠出願すなわち 2 つ以上の意匠を包含する出願である場合は、意匠ごとに個別の付属書類 A を提出し、各付属書類 A の下欄に新規性の陳述を必ず記入してください。



新規性の陳述（規則 15）：

注釈：

- a. 新規性の陳述は、織物、レース、壁紙または類似の壁被覆材については要求されません。
- b. 新規性の陳述は 500 字以内で記載してください。